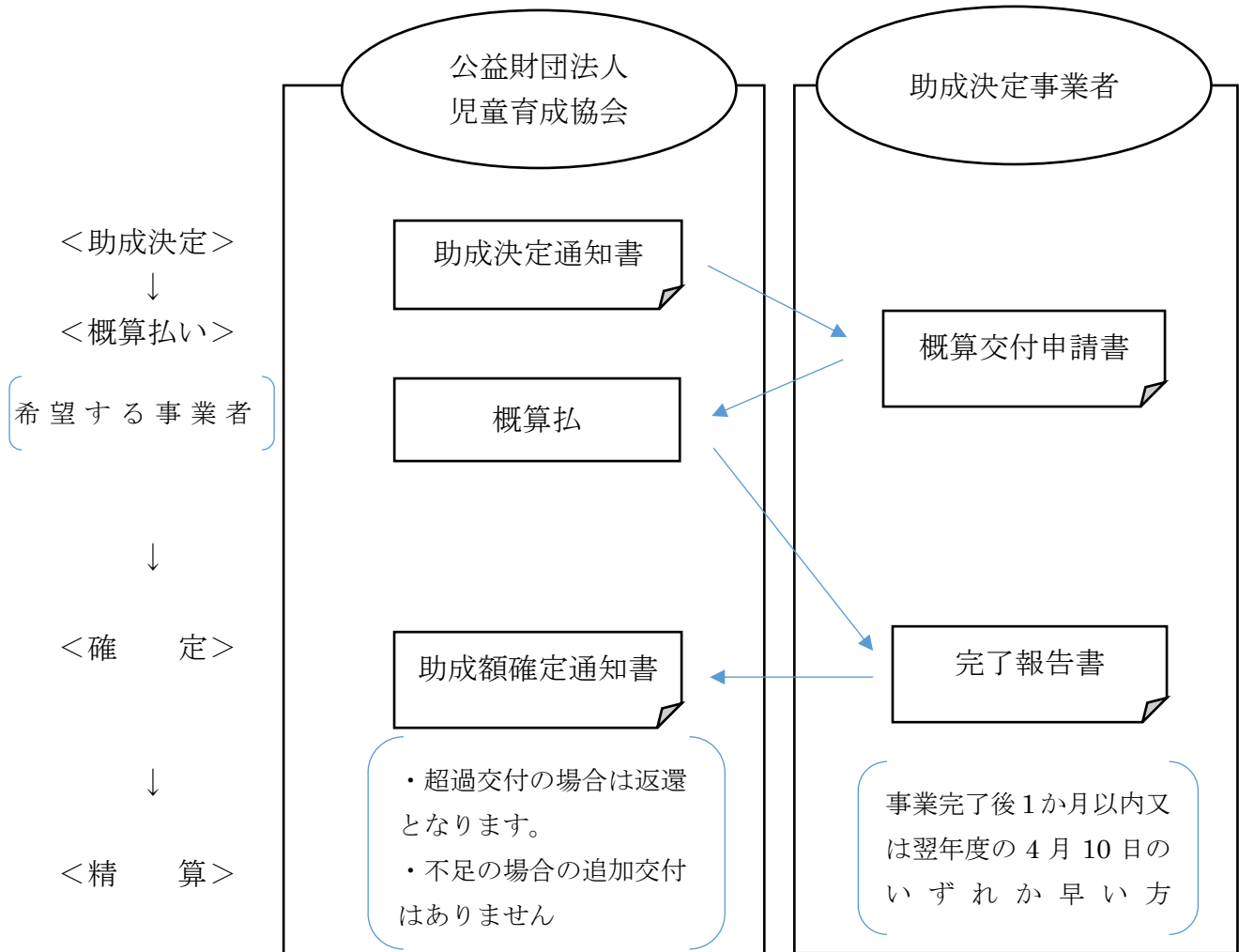


## 平成 29 年度企業主導型保育事業（整備費）の支払いについて

整備費の助成決定を受けた後の手続きについて、次の通りご案内します。

### 1. 手続きの流れイメージ図



### 2. 概算交付申請

(1) 概算払いは、契約書等に前金払い等の記載があり、完成前に支払いを行う必要がある場合に、電子申請システムの「概算交付申請（整備費）」から交付申請手続きを行うことができます。

概算払いの金額は、前金払い等の額又は助成決定額の 50% のいずれか低い方の額が上限となります。

なお、整備費の概算交付申請は、毎月 10 日までに申請されたものについて、※書類等が整っていれば当月末に支払いを行います。

※前金払い等の記載のある契約書又は請求書等の根拠資料をアップロードしてください。

(2) 画面イメージ (画面は 28 年度の例)

企業主導型保育事業

電子申請メニュー パスワード変更 ログアウト

メニュー

年度選択 平成28年度

運営費

【助成申込】

- ・ [助成対象等の確認](#)
- ・ [助成申込\(運営費\)](#)

【助成決定後】

- ・ [月次報告\(運営費\)](#)
- ・ [概算交付申請\(運営費\)](#)

整備費

【助成申込】

- ・ [助成対象等の確認](#)
- ・ [助成申込\(整備費\)](#)

【助成決定後】

- ・ [概算交付申請\(整備費\)](#)
- ・ [事業完了報告\(整備費\)](#)

お問い合わせ

- ・ [お問い合わせ](#)

振込銀行口座情報

- ・ [振込銀行口座情報](#)



企業主導型保育事業

(整備費)概算交付申請一覧 パスワード変更 ログアウト

申請メニュー > (整備費)概算交付申請一覧

平成28年度 企業主導型保育事業(整備費)概算交付申請一覧

保育施設名  表示

保育施設名  助成決定番号

申請状態	概算交付申請額	審査状態	助成決定額	概算交付決定額	差引残額	申込書
-	-	-	-	-	-	新規作成

メニューへ



企業主導型保育事業

(整備費)概算交付申請作成・編集
公益財団法人児童育成協会 様  
パスワード変更 ログアウト

申請メニュー > (整備費)概算交付申請作成・編集

<様式第 17号>企業主導型保育事業(整備費)概算交付申請書の入力

申請年月日		
法人	法人番号	4011005000220
	法人名(フリガナ) <span style="color: red;">必須</span>	コウエキザイダンホウジンパンドワイクセイキョウカイ
	法人名 <span style="color: red;">必須</span>	公益財団法人 児童育成協会
	郵便番号 <span style="color: red;">必須</span>	150 0011
	都道府県	東京都
	市区町村	渋谷区
	町名・番地 <span style="color: red;">必須</span>	東2-22-14
	建物名等	
	代表者役職(フリガナ) <span style="color: red;">必須</span>	
	代表者役職 <span style="color: red;">必須</span>	
代表者氏名(フリガナ) <span style="color: red;">必須</span>		
代表者氏名 <span style="color: red;">必須</span>		
事業所	事業所名(フリガナ) <span style="color: red;">必須</span>	
	事業所名 <span style="color: red;">必須</span>	
	郵便番号 <span style="color: red;">必須</span>	150 0011
	都道府県	東京都
	市区町村	渋谷区
	町名・番地 <span style="color: red;">必須</span>	東2-22-14
建物名等		
保育施設名	整備費概算交付申請テスト	
①助成決定金額	0	
②概算交付申請額 <span style="color: red;">必須</span>	0	

【添付書類】 アップロード

添付書類名	
	▼
	▼
	▼

戻る
一時保存
次へ(入力内容の確認)

記入不可  
(グレーは他のデータを引用のため記入不可)

- 概算交付申請額を記入
- 円単位 (千円未満は切り捨て)

前金払い等の記載のある契約書等の根拠資料をアップロード

### 3. 完了報告書

(1) 整備費助成決定事業者は、工事の完了から起算して 1 か月を経過する日又は平成 30 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに企業主導型保育事業 (整備費) 完了報告を電子申請システムにおいて行います。

様式第 15 号、第 15 号-1 及び第 15 号-2 に記入の上、次の添付文書をアップロードします。

添付文書	説明
① 工事請負契約書（写）	工事期間中に契約内容の変更があった場合には、変更契約書も含めた最終的なものを提出願います。
② 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証）の写（不要の場合は、その理由書）	内装工事等のため検査済証が無い場合には、その旨を理由書に記載願います。
③ 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び市町村の地図	配置図に屋外遊戯場の面積を記載して下さい（手書きで構いません）。屋外遊戯場に代えて公園等を使用する場合には、その公園等の場所が分かるように地図上に「屋外遊戯場として代用」と記載し、使用面積の記載をお願いします（手書きで構いません）。
④ 施設の平面図（各部屋別に室名、用途及び面積を明記したもの）及び立面図	室名及び面積は、定員区分に応じて必要となる乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の別が分かるように記載ください。併せて、各部屋の必要面積（例 乳児○人×3.3㎡=○㎡）を記載願います。
⑤ 建物内外主要部分の写真	避難階段等安全に係る部分についての写真も添付願います。
⑥ 建物の引き渡しに係る検収調書（又はそれに代わるもの）の写	工事完了、検査等が終了し、引き渡しを受けたことが分かる書類（請負事業者が作成したものに記名、押印したもの等）
⑦ 金融機関の振込通知書等支払いを確認できるものの写	振込が終わっていない場合には、請求書の写しを添付の上、後日、振込通知書等支払いを確認できるものを提出願います。
⑧ 企業主導型保育事業（整備費）完了報告チェックリスト（ポータルサイトのダウンロードの6）	主に助成決定の内容との変更点の確認に活用します。
⑨ 平成29年度企業主導型保育事業（整備費）請求書（ポータルサイトのダウンロードの6）	請求額は、「精算額（助成決定額が上限）－既受領額（概算交付があった場合）」となります。

※平成28年度からの継続の場合でも添付文書は全て必要になります。

(2) 精算払い

完了報告の審査終了後、1か月以内に交付（支払い）を行います。

#### 4. 銀行口座情報登録

銀行口座情報の登録を行っていない場合には次のとおり登録を行います。



企業主導型保育事業

電子申請メニュー パスワード変更 ログアウト 様

メニュー

年度選択 平成29年度

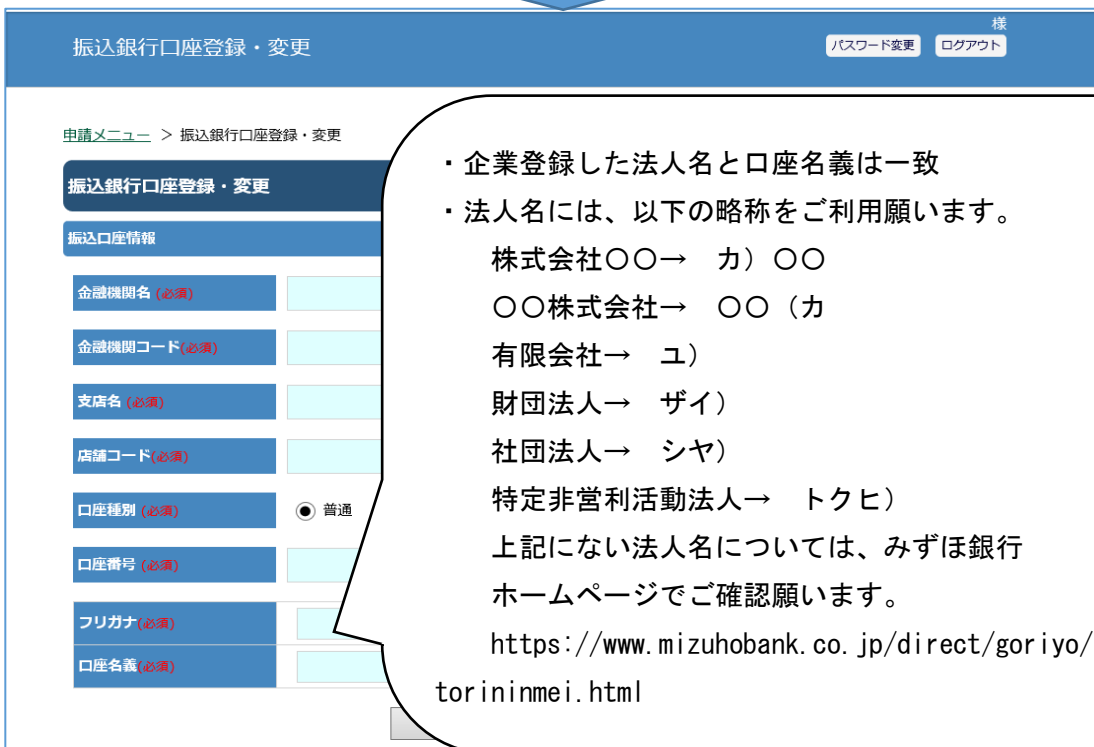
運営費	整備費
<p>【助成申込】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成申込(運営費)</li> </ul> <p>【助成決定後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月次報告(運営費)</li> <li>概算交付申請(運営費)</li> <li>定員変更申請(運営費)</li> <li>事業完了報告(運営費)</li> </ul>	<p>【助成申込】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成申込(整備費)</li> </ul> <p>【助成決定後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概算交付申請(整備費)</li> <li>事業完了報告(整備費)</li> </ul>

お問い合わせ

振込銀行

- 振込銀行口座情報

振込銀行口座情報を登録



振込銀行口座登録・変更 パスワード変更 ログアウト 様

申請メニュー > 振込銀行口座登録・変更

振込銀行口座登録・変更

振込口座情報

金融機関名 (必須)

金融機関コード (必須)

支店名 (必須)

店舗コード (必須)

口座種別 (必須)  普通

口座番号 (必須)

フリガナ (必須)

口座名義 (必須)

- ・ 企業登録した法人名と口座名義は一致
- ・ 法人名には、以下の略称をご利用願います。
  - 株式会社〇〇→ カ) 〇〇
  - 〇〇株式会社→ 〇〇 (カ
  - 有限会社→ ユ)
  - 財団法人→ ザイ)
  - 社団法人→ シヤ)
  - 特定非営利活動法人→ トクヒ)

上記にない法人名については、みずほ銀行ホームページでご確認願います。

<https://www.mizuhobank.co.jp/direct/goriyo/furikomi/uketorininmei.html>

※添付書類として、振込銀行口座申込書及び通帳（口座名義がカタカナで書いてある頁）の写しをアップロードしてください。



5. その他（既に工事が完了している場合）

工事が完了している場合には完了報告書を提出するのが原則となりますが、完了報告書提出前であれば概算払い申請を行うことも可能とします。

その場合には、支払いが必要であることが分かる書類（請求書等）をアップロードしてください。

概算払い額は、平成 29 年度助成決定額の 50%が上限となります。

<問い合わせ>

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部

照会用メール：syokai@kigyounaihoiku.jp

提出用メール：shinsei@kigyounaihoiku.jp

電 話：03-5766-3801（平日：9:30～17:30）